

ボランティア顕彰要項

1. 趣旨

ボランティア活動の一層の定着とその充実向上に資するため、ボランティアとして特に功績顕著な活動をした個人又は団体を顕彰する。

2. 顕彰

顕彰は本委員会がこれを行う。

① 被顕彰者・団体には顕彰状並びに副賞を贈る。

② 毎年10程度の個人又は団体を顕彰する。

3. 対象ボランティアとして社会に積極的に貢献し、他の模範として顕彰にふさわしい個人又は団体とする。

1) 活動期間 3年以上

2) 活動場所 北九州市

3) 表彰・助成歴 厚労省など大きな団体から多額の助成を伴う表彰歴がある場合、または他の団体から継続的に助成をうけている場合は対象外

4) 再推薦 過去に本財団の表彰を受けた場合、受賞後10年程度経過で再度対象とする

4. 推薦方法

本財団が指定する各種団体または本委員会委員の推薦による。

推薦書には反社会的勢力の排除を目した確約書を添付させることができる。

5. 審査

本委員会において審査決定する。

6. 副賞

30万円を上限に本委員会にて決定する。

6. 顕彰交付取消

助成金等交付における暴力団排除条項に定めるところによる

7. 事務局

〒805-0048 北九州市八幡東区大蔵3-2-1 年長者の里 気付

TEL: 093-652-3939 FAX: 093-652-3999